

恵庭市告示第（41号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による公の施設の係る指定管理者の指定を行ったので、恵庭市公の施設の指定管理者の指定手続等に関する条例（平成17年条例第7号）第8条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和6年12月3日

恵庭市長 原田 裕



記

1. 指定管理者の名称

シダックス大新東ヒューマンサービス株式会社

2. 管理を行わせる施設の名称及び所在地

施設の名称 恵庭市黄金ふれあいセンター、恵庭市生涯学習施設かしわのもり

施設の所在地 恵庭市黄金南5丁目11番地1、恵庭市大町1丁目156番2号、161番5号

3. 管理を行わせる期間

令和7年4月1日 から 令和12年3月31日まで